

スーパー積金

(平成30年4月1日現在)

1. 商品名	・スーパー積金
2. 販売対象	・法人および個人
3. 期間	・定型方式 6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年
4. 受入方法 (1)受入方法 (2)受入金額 (3)受入単位	・契約期間内で掛金を分割受入 ・1回当たり1,000円以上 ・1,000円単位
5. 支払方法	・満期日以後に一括して支払う
6. 給付補填金 (きゅうふほてんきん) (1)適用利回り (2)支払頻度 (3)計算方法	・当初契約時の店頭表示の利回りを満期日まで適用する (店頭表示の利回りは、6ヶ月もの、1年もの、2年もの、3年もの、4年もの、5年ものについて別々に表示する) ・満期日以後に一括して支払う ・計算単位を1,000円として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算 給付補填金 = 毎月の積立金額 × 約定回数 / 2 × (約定回数 + 1) × 利率 ÷ 12
7. 手数料	—————
8. 付加できる 特約事項	・普通預金および当座預金からの自動振替による受入ができる
9. 中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻す 初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合—————解約日の普通預金利率 初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合—————約定利回り × 60% (ただし、解約日の普通預金利率を下限とする)
10. 課税関係	個人については一律20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税 ※マル優ご利用の場合は非課税 法人については総合課税 ※非課税法人の場合は非課税
11. 預金保険	2005年4月以降は、一金融機関ごとに総預金額のうち、元本1,000万円とその利息が保護される
12. 想定されるリスク	信用リスク
13. 元本欠損リスク と要因	—————
14. 権利行使上の制限 中途解約の制限	—————
15. その他の説明事項	—————